

◎ 施設使用に際しての諸注意事項

体育施設の使用に際しては、事故防止に努めるとともに、下記の注意事項を厳守願います。

- 1 利用者は、体育施設、設備の保全に留意し、常に正常な状態で利用すること。
- 2 利用者は、防火、保健衛生及び災害防止等に留意し、快適な環境の保全につとめること。
- 3 利用者は、故意又は過失により施設、設備又は備品を減失、破損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。但し、認められた不動産等を原状回復した場合は、この限りではない。
- 4 申請者は、利用者の体調確認を行い、無理させないこと。
- 5 使用許可以外の施設に立ち入らないこと。
- 6 本学敷地内に加え、敷地外周辺（構内出入口、敷地に直面する道路等）も周辺住民の迷惑となるため喫煙は禁止です。
- 7 野球場、陸上競技場、テニスコートを利用する際には、施設内及び周辺への自動車の駐車を行わないこと。